

スウェーデン 環境ニュース

2001年 7月号 ページ1 / 3

京都議定書合意 スウェーデンが排出できる CO₂は 2倍に

温暖化防止を目指す京都議定書の運用ルールが7月23日、アメリカ抜きで国際的な合意に達しました。スウェーデンのシェル・ラーション (Kjell Larsson) 環境相はこの合意を歓迎していますが、予想外の結果として、スウェーデンが排出できる二酸化炭素量が2倍になりました。これはスウェーデンが求めていたものではなく、会議参加諸国が日本、カナダ、ロシアの主張を受け入れた際の副産物です。

京都議定書によれば、先進国は2010年までに温暖化ガスを1990年比で5.2%削減することになっています。今回、森林が吸収する二酸化炭素を計算に入れるとする日本、カナダ、ロシアの主張を受け入れたことにより、議定書の実質的な削減目標が大幅に下がりました。スウェーデン環境党によると、約2-3%程度の削減目標になりました。

日本は森林が多いので、以前からの割り当てである6%の削減枠のうち約3.8%を、森林の二酸化炭素吸収でまかなうことが可能になりました。

欧州連合 (EU) は以前から地域全体で8%の目標ですが、域内での役割分担があります。スウェーデンは原発の廃止を予定していることが大きな理由で、排出削減ではなく、逆に4%の増加が許可されています。スウェーデンは日本、カナダ、ロシアと同様に森林が多い国であり、森林吸収分を計算に入れるという今回の合意で、結果的に、可能になる排出増加は8%ほどとなりました。

スウェーデンは以前より、EU内で許可される排出増加枠を使用するつもりはないと主張しており、逆に2%の削減目標を掲げています。

(環境党プレスリリース01/7/23、
Sydsvenskan紙01/7/23、朝日新聞01/7/23)

京都議定書の支持・不支持 企業グループ内で対立

ボルボとサーブはスウェーデンを代表する車として知られていますが、両自動車メーカーは現在外国企業に所有されています。ボルボ・カー・コーポレーション (Volvo Car Corporation) - ボルボグループ (Volvo Group) の乗用車部門 - は99年に米フォード社に買収されました。大型トラック・バスなど、商用部門はまだスウェーデンの企業です。また、サーブ・オートモビル (Saab Automobile) 社は、アメリカのゼネラル・モーターズ社 (GM) に所有されています。

ボルボ社、サーブ社ともに環境対策に注力してきたため、温暖化防止を目指す京都議定書を支持する立場をとっています。しかしそれぞれの親会社、フォード社とゼネラル・モーターズ社は、京都議定書を支持しない立場をとっているため、多国籍企業のグループ内における矛盾が生じています。

(SvD紙01/7/21、その他)

携帯電話の電波 秋から商品に表示

秋から、欧州連合 (EU) 内で販売される携帯電話の新製品に電波の強度を現わす表示が始まります。電波の強度はSAR値「SAR (Specific Absorption Rate = 比吸収率)」で表示されます。SARは電波にさらされた際に人体に吸収されるエネルギー量を表しています。体重1キログラム当たりのワット数 (W/kg) で表示されます。スウェーデンでは携帯電話に関する防護規制はありませんが、EUは携帯電話を6分間使用した場合の平均値、2W/kgを規制値にすることを99年に提案しています。

電波の測定方法が統一されていないことが問題になっていましたが、7月半ばに、EU内の合意が成立しました。その結果、新製品における表示は秋から始まります。

コンピュータ関連機器の安全性や省エネ性、使いやすさ等の認定制度「TCOエコマーク」で国際的に知られるスウェーデン事務労働者連絡会 (TCO: The Swedish Confederation of Professional Employers) 所有のTCO開発社 (TCO Develop-
つづく

スウェーデン環境ニュース

2001年 7月号 ページ2 / 3

1ページからつづく

ment)は携帯電話の「TCOエコマーク」づくりに取り組んでいます。認定制度は9月までに出来上がる予定ですが、携帯電話メーカーのエリクソン、ノキア、モトローラは制度が必要ないと主張し、消極的な態度を見せています。その代わりに上記三社は10月より、新商品にEU共通のSAR値表示を導入する予定です。

アメリカでは表示に関する自主的な制度があり、日本でもSAR値表示を導入する方向へ向かっているようです。

(DN紙01/07/15、総務省報道資料01/5/16、Ny Teknik誌01/06/13、その他)

携帯電話の使い方に注意を

国立労働生活研究所 (Arbetslivsinstitutet) の生物学博士、シェル・ハンソン=ミルド (Kjell Hansson Mild) 氏は「電波が脳の電磁波活動に影響を与えることは分かっている」と話しています。同氏によると、その結果、記憶力や反応力が悪くなる恐れがあるといえます。消費者に向けて以下のようなアドバイスをしています：

- なるべくSAR値の低い携帯電話を選ぶ
- 携帯電話を使い過ぎない
- 頭に近付ける必要のないハンズフリータイプの携帯電話をなるべく使う
- 携帯電話の持ち方に注意する(手の平に当てないで指先で持つ、アンテナがなるべく頭から離れるように持つ、など)

国民を放射能や電波などの害から守ることが目的の国立機関、SSI (The Swedish Radiation Protection Institute) によると、電波は携帯電話を使用する際に発生し、聞くだけの時に比べ、自分が話す時の電波は2倍になります。

同機関は、スウェーデンで販売されているすべての携帯電話が2W/kg以下のSAR値なので心配はないと主張しています。

なお、SAR値の低い携帯電話は、電波の届かな

い場所が多くなるため通信能力が少し劣るといえます。

(DN紙01/07/15、SSIホームページ)

電気・電子機器の 回収・リサイクル義務 全国でスタート

当ニュース2月号で、電気・電子機器の生産者責任制度導入に向けた準備状況をお伝えしましたが、本制度導入により電気・電子機器の回収・リサイクルが、7月1日に全国で一斉義務化されました。個人の不法投棄に対する罰則はありませんが、廃電気・電子機器をリサイクルステーションに持って行くことが市民の義務になりました。

本制度の対象は、建物に固定していない電動機器のほぼ全てです。換気設備などは固定機器と分類され対象外ですが、洗濯機や台所の電気調理コンロをはじめ、電池を使用する時計、電球、パソコンなども全て対象となります。業界は今年春、回収リサイクルの制度づくりを主な業務とする株式会社、エールクレツェン (Elkretsenはスウェーデン語で「電気回路」を意味する) を設立しました。同社は会員であるメーカー企業の代理として、回収・リサイクル制度を作っています。夏期休暇シーズンの後、消費者向けの啓発キャンペーンを開始する予定です。

本制度導入前は、自治体が電気・電子機器廃棄物に関する責任を負っていました。しかし本制度導入に伴いその責任が生産者に移行された後も自治体の責任は一部残りました。生産者と自治体が協力したので、消費者は、使用済み電気・電子機器を自治体の既存のリサイクルステーションに持って行くことになりました。日本の制度と異なり、引き取りは無料です。ただし、運搬は消費者負担ですので、車のない人には不便です。その問題を解決するために、集合住宅の家主や管理人の責任範囲が広がると予想されています。一部の集合住宅では既に、粗大ゴミ置場に廃電気・電子機器置場も併設され、家主がそれらをリサイクルステーションへ運んでいるところもあります。

ストックホルム県を例にすると、住民は年間一人当たり約8キロの電気・電子機器廃棄物を出しています。人口は約182万人、つまり年間総量約15,000トンです。これまでは、そのうち約2,000トンしかリサイクル目的で回収していませんでした。

つづく

スウェーデン環境ニュース

2001年 7月号 ページ3 / 3

2ページからつづく

スウェーデンでは日本と異なり、回収・リサイクル費用は新しい商品の価格に上乗せされるので、新商品の価格は上がります。例えば、テレビや洗濯機は約85クローネ（約978円）高くなります。CDプレーヤーは約4クローネ（約46円）、蛍光灯は約3クローネ（約35円）、携帯電話は約0.2クローネ（約2円）高くなります。

欧州連合（EU）も類似した制度を検討していますが、進展が見られなかったため、スウェーデン独自で進めることを決定しました。今回の制度では、機器のリサイクル率目標を指定していませんが、EUの提案にはリサイクル率目標が盛り込まれています。EUの制度が正式に決定すれば、スウェーデンもEUの制度に合わせるようになるでしょう。

EUに入っていないノルウェーはスウェーデンに先立って、99年7月1日から電気・電子機器の生産者責任制度を導入しています。デンマークは99年12月1日から、自治体が主に負担する制度を導入しています。

（Göteborgsposten 紙01/7/15、DN紙01/7、その他）

家電製品販売店と環境保護団体の パートナーシップ

スウェーデン最大の環境保護団体である「自然保護協会」（SNF）と家電製品をインターネット上で販売するスーモ（Sumo）社（日本の「相撲」から名前をとっている）が協力提携しています。目的は省エネ商品の普及や、自然保護協会の会員拡大などです。具体的な内容は以下の通りです。

自然保護協会のホームページからスーモ社ホームページ内の「自然保護協会ページ」へリンク
同ページ上における省エネや環境配慮に優れたスーモ社商品紹介（洗濯機、冷蔵庫など）
自然保護協会の会員に対する上記商品群の特別割引販売制度
同ページから自然保護協会の会員募集ページへ

のリンク

自然保護協会会員の商品購入代金の一部が自然保護協会に寄付

自然保護協会は、テリテリ（Telitel）電話会社とも同様の提携を結んでいます。同協会の会員は協会のホームページから同社に直接、そして会員特別割引料金でサービスを申し込むことができます。また前述のスーモ社同様、電話料金の一部が同協会に寄付される仕組みになっています。

同協会の会員数は現在約13万人です。

（自然保護協会会報2001/3-4号とホームページ、スーモ社とテリテールのホームページ）

内閣官房に環境管理制度導入

内閣の決定事項は環境にどのような影響をおよぼすのでしょうか。政府は、政策決定による環境への影響を体系的に評価する仕組みを導入しました。政府機関のすべてが、国会の制定した15の環境政策目標を達成する努力をしなければならないことになっており、内閣もその例外ではありません。内閣官房は99年以来、官房独自の環境政策を持ち、00年からは環境行動計画も策定しています。今回はそれらに加え、環境管理制度が新たに導入されました。

具体的には、内閣が提出する法案、政令案などが環境にどのような影響を与えるかを事前に評価することになりました。

今年秋には、内閣官房の全職員を対象とする、環境管理制度関連の教育も実施される予定です。

（環境省プレスリリース01/05/23）

エコツーリズムのエコ・品質マーク

国連は2002年を「国際エコツーリズム年」に指定しています。スウェーデンのエコツーリズム協会は2002年内の発表を目指し、エコツーリズムのエコ・品質マーク制度の開発に取り組んでいます。開発資金は農業庁から出ており、同庁は地方の活性化、地方での新規雇用などを期待しています。同庁は一部EUからの助成金で今年から6年間、「環境・地方プログラム」を実施しています。プログラムの狙いの一つは、農産業界に刺激を与えることによって、農産物生産以外の分野への事業拡大・多様化です。

（エコツーリズム協会プレスリリース01/5/22）

（8月は休刊です。）